

長野市農業委員会第 18 回総会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 7 月 31 日 (水)
開始時刻 午後 2 時 30 分 終了時刻 午後 4 時 55 分
- 2 場 所 会議室 203 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員

1 番 阿部 孝二	4 番 青木 保	5 番 久保田清隆
6 番 野池 久	7 番 長谷部 孝	8 番 小池 知永
9 番 渡邊 美佐	10 番 小林 清男	11 番 清水 貢
12 番 鈴木啓佐利	13 番 奥山 雅茂	14 番 山本 忠宏
15 番 祢津 光博	16 番 北澤 万正	17 番 横山 幸季
18 番 高木喜久夫	19 番 曾根 信一	20 番 花見ひとみ
21 番 近藤 利章	22 番 宮崎 治夫	23 番 善財 良治
25 番 和田 修		
- 4 欠席委員

2 番 北村 守	3 番 駒村 保幸	24 番 佐藤 隆
----------	-----------	-----------
- 5 会議に出席した職員

農業委員会事務局

参事兼事務局長 浅川 清和	主幹兼事務局長補佐 笠井 英明	事務局長補佐 松橋 秀樹
事務局長補佐 西村 武次	係 長 曾根 明美	係 長 駒村貴久美
主 査 桑原 和仁		

農業政策課

課長補佐 神田 峰雄	係 長 小林 裕之	主 事 中野 修平
主 事 相澤 巧基	主 事 洞野 一樹	
- 6 議 事
 - (1) 農地法等に係る事項について

議案第 165 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 166 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 167 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 168 号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について
議案第 169 号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により定めた「農用地利用集積計画」の一部取消しの決定について
議案第 170 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による「農用地利用集積等促進計画 (機構配分)」の意見聴取について
議案第 171 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による「農用地利用集積等促進計画 (機構配分)」の決定について
議案第 172 号	農振除外等に係る意見聴取について
議案第 173 号	非農地決定について

報告第 53 号 農地法第 4 条の規定による届出について

報告第 54 号 農地法第 5 条の規定による届出について

報告第 55 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 a 未満）の届出について

(2) その他農業委員会業務に係る事項について

議案第 174 号 農地所有適格法人への現地調査について

報告第 56 号 地域計画について

曾根会長代理 ただ今から、第 18 回の総会を開催いたします。本日の総会につきまして、現在の出席委員数は在任委員 25 名中 22 名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は、2 番の北村守委員、それから 3 番の駒村保幸委員、24 番の佐藤隆委員であります。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いします。

青木会長 改めまして皆さん、こんにちは。暑い中、総会にご参加いただきまして、ありがとうございます。40 度という外気の気温が、もう珍しくなくなってきたような、そういったような状況でございますけども。非常に農業を取り巻く環境において、非常に重大なやっぱり懸念を持っているということですよね。一つは、やっぱり作物に対する影響が、あまりにも大き過ぎる。お米、昨年、だいぶ下がりました。いわゆる水分不足による白米の濁ったお米ができちゃう。いわゆる透明がほとんど出ないという形ですね。

それから果樹においては当然、日焼けによる損害ですね。それから、もう既にプルーンなんかは、表面の肌が、しわ寄っちゃうというようなものの実例が出ているようです。たまたま昨日、流通センターへ行く用がありまして、現場の技術員に聞きましたら、どうもプルーンのほうで、相当やっぱり異常落下と、それから、しわが寄って出荷できないような品質、品物が結構現場でも出てるし、選果場でも出ているということで、頭を悩ませていました。

この前の調査会でもご説明ありましたが、利用状況調査がいよいよスタートします。この異常高温の中ですけども、今回、初めて、いわゆる GPS を使ったデータの導入というのを試験的に。これは長野市、多分、長野県でも初めてじゃないかというふうに思います。試験的に農業委員会としては、その取り組みを決定し、今、事務局で、その準備をしてもらっています。いずれにしても、従来のやり方をそのまま踏襲するのじゃなくて、できれば AI とか、いろいろ技術も使いながら、委員の負担を、その分どこか違うところにエネルギーを回せばいいんじゃないかなというふうに今、感じておりますんで、この結果については、また実施の

報告は受けたいというふうに思いますけども、どんどん前向きに、こういったことは取り組んでいきたいなというふうに思っております。

今月の 21 日ですかね。たまたま九州の福岡県農業会議のほうから、女性の農業委員登用の推進大会をやるんで、ぜひ青木さん、来てほしいということで、九州へ行ってまいりました。日帰りで。向こうで、要は農業委員さん、もっと頑張ってもらわなきゃ困るんだというお話をしてほしいという要請もありましたので、私も長野市の農業委員会の活動状況を含めて、現在、長野市、こんな活動をしていますよということも伝えてきました。どこの地域にもある、委員の高齢化という問題が非常に今、大きく課題になっているようです。気持ちはあるんですけど、なかなか上がっていかないということ。それと、あらゆる分野で、女性の登用というのが非常に今、積極的に行われています。

そういった中で、まだまだ農業委員会の農業という分野での女性の登用っていうのは、まだまだ遅れているということで、福岡県でも積極的に数字を上げて、いわゆる女性の推進委員さんや農業委員さんへのなり手を開拓していこうという取り組みを始めました。今、日本全国で 3 割を目標に、10 人いれば少なくとも 3 人。私も 25 人いれば、少なくとも 6、7 名の女性委員さんは欲しいなというような、全国的な希望でございます。人の人事の問題でございますから、簡単にはできないと思いますけども、それぞれそんなことも視野に入れながら、今後、人材発掘して力を入れたいなというように感じております。

あと、今日、「農地のつぶやき」に書いておきましたけども、長野市の農業振興審議会が開催をしたというのと、それから長野市の農業再生協議会、これもやっております。長野市の農業再生協議会っていうのは、メインは国の生産調整を取りまとめる各自治体の機関でございます。長野市の場合は、もう既に去年のうちに、令和 6 年度のお米の生産調整規模は 1,307.7 ヘクタールという中で、いわゆる栽培者の方、具体的には二つの JA さんの責任者の方々、それから一部代表の法人の方等含めて、そういった数字を確定し、今年はこれで動いているということをご理解いただいております。

年々、今まででしたら、ほとんど対前年から比べれば、マイナス、落ちてた。右肩下がりだったんですけども、それが去年から今年にかけて、ほとんど同等ぐらいの生産調整でいいということで。逆に今、取れないですけども、米の需給逼迫って考えていくと、今度、逆に穀類を増やさなきゃいけないんじゃないかというような状況も出てくるんじゃないかなということで、この辺につ

いては注目していきたいというふうに思います。今日は経基法を含めて、いっぱい議題ございますので、どうか慎重審議の上、さらに効率的にお話を進めていただければありがたいと思います。簡単ですけども、挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして浅川事務局長より、ご挨拶をお願いします。

浅川参事 どうも皆さん、こんにちは。ご苦労さまでございます。本日は何かとご多忙のところ、委員の皆さま方、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また大変暑い日が連日、続いております。どうか委員の皆さま方には日頃から大変ご苦労いただいておりますけれども、お体のほうもいたわっていただければと思っております。さて、8月から10月にかけて、農地の利用状況調査、いわゆる農地パトロールが始まります。誠に暑い年となりまして、ご苦労をいただくわけでございます。体調面には、なにぶんご留意をいただきまして、よろしく願いをいたします。特に昨年度からタブレットを導入してございます。また、使用に当たって不明な点等ございましたら、事務局のほうにお問い合わせをいただければと思います。よろしくお願いします。

本日は、農地法等議案が23件、その他ございます。また総会終了後、市長を囲んでの懇親会も予定してるところで、大変盛りだくさんな内容でございますけども、よろしくご審議をいただきまして、ご決定をくださるようお願い申し上げます。以上で挨拶とさせていただきますが、よろしくどうぞお願いいたします。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長、議事進行をお願いします。

議長 はい、それでは規定によりまして議事進行させていただきますので、ご協力よろしくお願いをいたします。着座にて進行させていただきます。ご容赦願いたいと思います。それでは最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号13番、奥山雅茂委員、議席番号14番、山本忠宏委員、ご両名にお願いいたします。よろしくお願いします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定で、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくは、その配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとしております。本日の議事案件に関しましては、議案第168号 農業経営基盤強化促進法等の一部を

改正する法律附則第5条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定におきまして、お手元に配布いたしました別紙1のとおり、関係委員が議事に参与することができない案件でございます。別紙以外に、その他、当事者または関係者となっている方がございましたら、ただ今、お申し出ください。他ございませんか。よろしいですかね。

【該当なし】

議 長 それでは、ないことを、確認をいたしました。それでは別紙のとおり、進めさせていただきます。次に議案の訂正の報告を、事務局よりお願いいたします。

笠井主幹 事務局の笠井です。よろしくお願いいたします。説明は着座にてさせていただきます。初めに資料の確認をお願いいたします。本日、お手元にお配りしました資料及び皆さまに事前にお届けして、ご持参いただいております資料につきましては、別紙総会資料一覧確認用のとおりでございます。ご確認をお願いいたします。なお、訂正につきましては、別紙の訂正表のとおり、農業経営基盤強化促進法関係議案にありますが、詳細は議案説明の際に、農業政策課から行います。議案の訂正等につきましては以上でございます。

議 長 本日は法人の農家創設案件がございますので、最初に聞き取り調査を行います。事務局より、本件の流れについて説明をお願いいたします。

笠井主幹 最初に聞き取り調査について説明いたします。本件は法人の農家創設となりますので、次第にはありませんが、法人の関係者から事前に意見聴取を行うものです。本日は一法人、合同会社●●からの意見聴取となります。当法人は、農地所有適格法人以外の法人、いわゆる一般法人として農業参入するものです。既に地区調査会に出席して営農計画の説明をしていただいておりますが、法人の農業参入案件でございますので、本日の総会においても、営農計画の説明をお聞きするという事で、お越しいただいております。資料は別冊の3、合同会社●●の営農計画書になりますので、お手元にご用意ください。なお、議案への記載は3カ所ありまして、議案第168号の番号199番、議案第170号の番号4番、議案第171号の番号6番でございます。

続きまして、聞き取り調査の流れについて、ご説明いたします。まず関係地区調査会長から調査結果等の報告をお願いいたします。その後で、外で待機されている法人の担当者が入室し、営農計画の説明をしていただきます。質疑応答後、法人関係者に退席いただいてから該当の審議を行います。説明は以上でございます。

す。

議 長 それでは、東部地区調査会長から、合同会社●●の営農計画についての調査結果等の説明をお願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。過日の調査会において説明を受けました。そのとき、代表の●●さんご本人は、ちょっと時間が取れないということで、社員に位置付けられていらっしゃる、お父さまのほうが出席いただいて、説明をいただきました。合同会社●●は令和4年に設立されていたということで、当初から耕作は行っていたんですけども、こちらのほうは代表の●●さん個人名で耕作事業を行っていたということで。今回、あらためて農業政策課からの指導などもあった中で、法人として農家創設を行ったということでございます。

資料にあるとおり、非常に多くの農地を借り上げて、耕作をされていらっしゃいます。稲作が中心ということであるんですけども、77カ所というような、地元の若穂の農地から始まって、さらには北長池のほうの農地まで耕作をされておいでになる。峯村さんも最初から農業に従事されていたというわけではなくて、運送業務に携わる中で、農業に興味を示されて、30代で農業に携わるようになったということになります。現在40代ということなんですけれども。ほぼ代表の●●さんが中心に耕作を進めていると。パート社員、アルバイト社員も数人、雇用はされてはいるということなんですけれども、いろんな作業の中心は●●さんがお一人で担っているということです。

ということで、これだけの場所の農地で、面積も7町歩ぐらいになるかと思うんですけども。その面積を耕作維持されているというのが非常に大変ではないかと、当日、委員のほうからも、体、体調のほうは大丈夫なのかと心配する声がありました。ご自身で耕作されてる他にも農作業の受託ということで、そちらのほうも、かなりの面積を受託されてるというようなことで、毎日、朝早くから夜8時9時ぐらいまで作業に励んでいらっしゃるというようなことであります。

そんな中で、今日は、ご本人さんにも、おいでいただけるということなので、また直接お話を伺えると思います。いろいろ、この耕作面積を増やす中でも、荒廃農地についても再生利用を進めていただいているということで、本当に農業委員会としては非常にありがたい存在の方、法人でいらっしゃいますということで。農業経営する中では、問題がないのか、問題があるとすれば、ご本人の体調。無理をされないで農作業に励んでいただきたいということで、委員のほうからも励まし、激励、また心配する声があったというような状況です。ということで創設については、問題は

ないというふうに判断をしたものでございます。以上です。

議 長
近藤地区調査会長

それでは法人の入室をお願いいたします。
すみません。説明の中で、代表、●●さんが 40 代ということ
を申し上げてしまったんですが、代表の●●さんはお父さまのほ
うで、●●さんという息子さんが中心に活動されているというこ
とです。すみません、お名前、間違えてしまいました。

議 長
近藤地区調査会長
議 長

資料どおりだね。
はい。失礼しました。
すみません、もう一度、入室をお願いいたします。

【法人担当者入室】

議 長

ご苦労さまです。どうぞお座りください。長野市農業委員会の、
今日は総会でございます、私は農業委員会の会長の青木でござ
います。お忙しいところ、ご足労いただきまして、ありがとうご
ざいます。ただ今から、申請をいただきました、合同会社●●様
に、農地のいわゆる取り扱い地域が適正かどうかということを含
めて、●●さんの経営状況を含めた形でのお話を聞きたいという
ことで、本日、ご足労いただきましたので、よろしく願いいた
します。早速ですけども、ご提出いただきました営農計画書をベ
ースに、お話しいただければありがたいというふうに思いま
す。お父さんでも息子さんでも、どちらでも。息子さんもしやべ
ってくださいね。

法 人 担 当 者
議 長
法 人 担 当 者 ①

はい。
着座で結構でございます。
本日は、よろしくお願いいたします。本日は●●の営農計画書
の発表で、お時間をいただき、ありがとうございます。発表する
前に、お断りしておきたいことがあります。合同会社●●は、令
和 4 年 7 月に会社を設立し、今回に至っていますが、なぜ今にな
って営農計画書を提出したかといいますと、今まで私と長男の●
●は、農地を借りる際に、●●としてではなく、個人名で借りて
いました。認定農業者は、●●として取っていますが、●●とし
て農地を借りていないのはおかしいということで、農林部農業政
策課からの指導に基づき、長男の●●が中間管理機構との契約者
名を合同会社●●として、名義変更の処理を行いました。そのた
め、営農計画書を提出することになりました。

なお、今回の営農計画書は、長男の●●の賃貸借等の名義変更
に関わる分だけの内容になっております。私が農地を賃貸借した
分は、営農計画書に反映しておりません。それでは、営農計画書
に沿って説明をさせていただきます。住所は長野市若穂保科●
●。法人名は合同会社●●です。代表社員、私は●●でございま
す。それと業務執行社員の長男の●●でございます。では 2 ペー

ジ目より説明をさせていただきます。

営農の概要。農業を行う理由。人間にとって、食は生きていくためになくってはならないもので、その食を支える職業が農家だと思います。そのため、農業は無くなることのない生涯あり続ける職業だと思う事から、農業を行うことにしました。

生産する作物。稲作、きゅうり。

営業方針。施設栽培を活用し、年間を通じ作物の生産を図り、収入安定化。人材は最小限に経費を削減、機械化を進め、固定資産を増やす。受託作業では、地域農家様からの信頼のいただけるような丁寧な作業を心掛け、売上向上を目指す。

販売方法。農協出荷、市場仲卸業者、米問屋、ファーマーズ他直売所。

将来の目標。後世に継いでいけるように農業の効率化、労働力の負担、農産物の安全性を日頃見直し、農作業の機械化など設備投資を進めていき、きれい、かつこいい、活力がある3Kになれるような経営体になっていきたい。農産物作物の減農薬を進め、農産物の地産地消を進める活動をしていき、安全でおいしい作物を地域の皆さんに提供し、生産物の50パーセントを、地域での売り上げを目指したい。

農業労働力です。代表社員、●●、●●。経理、農作業全般。業務執行社員、●●、●●。受託作業、農作業全般。パート社員、常時1人、臨時3人。

次、4ページをお願いします。4、営農技術などの習得方法。農協主催の栽培業務執行講習会、農文協主催の講演会、肥料メーカー他の技術提供。

5、農業機械・施設の所有状況。トラクター3台、コンバイン1、田植え機1、乗用草刈り機1、スピードスプレヤー1、米乾燥施設3、選果・パッケージ作業施設1。

資金計画。農機具は全て購入済みのため、しばらく計画はありません。

法人担当者② すみません、3ページの経営内容、飛ばしてしまっ

法人担当者① すみません。3ページの経営内容。水稻、722.63アール。販売金額●●。きゅうり、27.44アール。●●。

経営規模・作物等。経営耕地は5ページから6ページ。74カ所にあります。地図は8ページから21ページにあります。別途、参照等をお願いいたします。作業受託、耕耘、代掻き、田植え、コンバイン稲刈り、乾燥調整、育苗販売、700アール。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 息子さん。

法人担当者② はい。

議 長 補足はありますか。

法人担当者② いや、これは補足ありません。

議 長 分かりました。それでは、ただ今、●●さんの営農計画について、代表の●●さんから、ご説明ございましたけども、この内容につきまして、ご質問ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。阿部委員。

阿 部 委 員 阿部と申します。ご苦労さまです。最初にお聞きしたいのは、合同会社●●、先ほど代表者から、令和4年7月4日に設立されて、本来ならそのときから農業に携わる関係を、目的にあったように全部進めていかなければいけなかったんだけど、それがどうしてできなかったかっていうのは、ちょっと。

法人担当者② そこはもう、自分たちの勉強不足だったと思います、正直言っ
て。これは、会社にした経緯は、銀行さんからの融資を受けるの
に当たって、もう慌てて会社にしてしまったもので、そういう経
緯の中で。すぐ個人名で借りて、個人名でずっと栽培しているも
んだから、その流れで、ずっとやってしまったもので。認定農業
者に、初めは父親が個人で認定農業者になっていたんです。その
後、切り替わりのときに、会社で認定農業者として、要は認定農
業者にはなったんですけども、その際、農地を全部集約してくれ
ていうふうに言われて、それでもう慌てて営農計画書を作っ
て、今に至ります。

阿 部 委 員 もう一つ、合同会社、一般的には有限会社、株式会社という
形でやると、株式だという面だと、一定の限度額の保証は負うけ
ど、それ以上は保証しないし、個人で保証すれば、それは全額ね、
個人で保証しなきゃならないんですけど。合同会社の場合にも、
よく分からないんですけど、無制限の保証になるんじゃないかと
。

法人担当者② いや、それはないです。

阿 部 委 員 ないんですか。

法人担当者② 合資とか、ああいうのじゃないもので。もう今、有限会社なくな
りましたので、その代わりです、合同会社は。

阿 部 委 員 それじゃあ、個人保証しない限りは、一定の限度の保証になる
という。

法人担当者② そうです。

議 長 よろしいですか。他の委員の方、どうでしょうか。

奥 山 委 員 よろしいですか。

議 長 はい、奥山さん。

奥 山 委 員 私も水稻の関係やってるんですが、今は生食用っていうのは
今、40 パーセントぐらいしかありませんよね。だから加工米とか、
そういうものを担当してらっしゃるのかな。

- 法人担当者② 加工米も今年、若干やりましたけど、これからは、自分はもう食米で、しっかり作っていったほうがいいなと思います。その前までは、飼料米もやっていました。ちょうど今、契約切れたもので、今年からは、ほぼ食米でやらせてもらいます。
- 奥山委員 ただ販売先の関係があって、今、再生協議会の関係で多分、厚い紙来て、何を作りますかっていうのが多分、来ると思うんですよ。それが関係あって、ある程度の面積を言わなきゃいけないっていうのはあるし。多分、私もそうなのだけど、補助金とかね、そちらのほうが比較的大きなウエートになってきてるんで、そういうことも考えていったほうがいいのかなと。
- 法人担当者② そうですね。正直言って、今年の米単価だと、その辺って、どんなもんなのかなと。そちらの農業委員の山本さんもそうなんですけど、お米やられてるんですけど。正直言って、本当に今、作ったお米を地域で売るとなると、今度足りないぐらいです。直売で、しっかり売れて。
- 奥山委員 そうだね。自分で全部売っちゃえば、全然問題ないんです。
- 法人担当者② それも含めてだけど、本当に加工米等は保険の一つだと思うんで、自分も栽培しているから分かりますけど。
- 奥山委員 本当に確かに掛け金、大変なんだけど、収入保険、加入のほうも考えておいたほうがいいよ。
- 法人担当者② 収入保険は入っています。
- 奥山委員 入ってるんですね。
- 議長 どうぞ。
- 阿部委員 長野市の小学校、中学校の給食の関係で、お米は地場産でぜひっていう、長野市の子どもたちに長野市で作られたものを食べてほしいっていうのが、私らの願いなのだけど。今のところ長野県産には 100 パーセントにはなっているんだけど、長野市産には 100 パーセントになってないっていうのが、給食の関係では出てるので。また販売、そこにもまたアプローチしていただければ、こちらのほうも、地元産の米をぜひ子どもたちに食べていただくように推進していきたいと思いますが、ぜひやってください。
- 法人担当者② ありがたい話です。ご協力してもらえれば助かります。お願いします。
- 議長 他いかがですか。
- 曾根会長代理 いいですか。
- 議長 どうぞ。
- 曾根会長代理 田んぼの場所が点在していると思うんですが、水の管理なんていうと大変だと思うんですが、全てのほ場を回っていくのに、何キロぐらいありますか。
- 法人担当者② 全てのほ場を回っていくといえは。

曾根会長代理 水の管理ありますね。

法人担当者② 全てのほ場を回っていくとなると、本当にそれこそ 15 キロぐらいじゃないですかね。いろいろと、若穂全体回って、最後、長池のどこまで行くので。

曾根会長代理 それと、あときゅうりやっているんですけど、これは路地ですか、ハウスですか。

法人担当者② 両方です。

曾根会長代理 比率は、どのくらいですか。

法人担当者② きゅうりで、父親の面積の分もあるんで、それと合わせると、路地で4反分、ハウスで1反分です。

曾根会長代理 ありがとうございます。

議長 他いかがですか。あと1点ね。●●さん、営農計画の中で経営方針として、可能な限り効率上げたいと。経営効率を上げたいと。

法人担当者② 経営効率、上げたいです。

議長 特に機械化、省略化ってことを正確にやりたいというお話でしたよね。例えば、今日、この資料添付の中で言うと、田の枚数、全部で 77 枚。約7町歩で、1枚当たり1反歩以下です。非常なハンディですね。

法人担当者② そうですね。それに関しては、よろしいですか。すみません。

議長 結構ですよ。

法人担当者② 今、田んぼも要は隣り合わせの田んぼ等ありますよね。それで1反弱の田んぼとかありますので。今、大体そういうところは地主さんとお話し合いして、あぜを取り壊してもらっています。つなげてやらせてもらえるところは、全部つなげてます。だからもう77筆っていうのも、正直言って、もっと少ないです。筆数にすれば。

議長 現実的には。

法人担当者② 現実的に。

議長 あくまでも登記簿上見ると、77筆になるけど、現実的には半分でいくの？

法人担当者② そうですね。だから、そういうことに関して、もう本当に水掛けもしっかりした、掛口をしっかり作って、そういう水回りとかで困ることのないような仕組みを取ってます。

議長 なるほど、わかりました。他、いかがですか。よろしいですかね。それでは●●様、ご苦労さまでございました。

法人担当者② ありがとうございます。

議長 以上で、聞き取り調査を終わりたいと思います。気を付けてお帰りください。これから頑張ってください。

法人担当者② ありがとうございます。それでは失礼します。

議長 お疲れ様でした。

【法人担当者退室】

議長 長 ただ今の法人の審議としましては、後ほど議案第 168 号、170 号及び 171 号の案件で出てきますので、よろしく願いいたします。それでは議事に入ります。農地法等に関わる事項について審議を行います。議案第 165 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹 兼 事務局長補佐 議案第 165 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊の 1 ページをご覧ください。番号 1 番から 3 ページの 10 番までの 10 件でございます。内容は所有権移転案件が 9 件、使用貸借権案件が 1 件となります。また 7 番は農家創設、2 番 5 番 6 番 9 番は 10 アール未満の案件です。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、農地法第 3 条第 2 項の各号に掲げる、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合や、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めて、お願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1 番から 3 番、お願いします。

善財地区調査会長 北部調査会の善財です。1 番は有償の所有権移転ですが、エムウェーブ南側の産業団地に係る土地についての代替地取得であります。水稻、大豆を作りたいということであります。それから 2 番ですが、こちら也是有償による所有権移転であります。譲受人の自宅の隣接地に当たる農地でありまして、経営面積ゼロで上がっておりますが、77.17 m²、じゃがいも等を作付けしたいというものであります。それから 3 番であります。所有権移転、贈与でありますけれども、現在この土地は譲受人を含む 5 人の共有名義になっておりまして、譲受人が、この土地の、ある 1 人の名義のものを持ち分移転、●●持ち分 4 分の 1 を全部、譲受人が取得するというものでありまして、この土地については記載のとおり、168 m²が申請地であります。この土地を譲受人が現に耕作しているということであります。それぞれ、そういった状況でありまして、1 番 2 番 3 番、それぞれ許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 長 続きまして、西部地区調査会長から 4 番から 6 番お願いいたし

ます。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。まず4番につきましては、渡人が、名古屋のほうにいらっしゃるということで、今現在、耕作できない、今後も耕作する予定はないということで、この土地に隣接している受人が取得して合わせて、一体として大豆の耕作を考えているということです。許可要件を満たしており、承認することに問題ないと考えられます。

次、5番につきましては、10アール未満の農地の取得ですけども。自分の土地と一体として、整形な土地にしたいということで、こういう2筆の端数の数量の小さい取得になってるわけですけども。自分の土地を使いやすくしたいというためのものです。6番につきましては、これも10アール未満の農地の取得なんですけども、受人は本農地に隣接している中古住宅を購入済みで、これに合わせて農地を取得するもので、今後、農業を行っていききたいというもので、許可要件を満たしており、承認することに問題はないと思われます。以上です。

議 長 それでは続きまして、中部地区調査会長ですけども、本日、欠席でございますので、川中島担当で、野池さん、お願いします。

野池委員 中部地区の野池です。会長が欠席していますので、代わって説明をいたします。7番ですが、農家創設の申請ということです。受人は現在、借地住まいなのですが、家を出て外にいるわけですけど、農家の長男ってということで、お父さん、それから祖母の高齢化を理由に、父親名義の農地の一部を借地をしまして、農業に主体的に、これから取り組みたいということで、農家創設を申請しております。現在、その農地は右側にあります水稻、それから桃を栽培してまして、それは継続して今後もやっていくということです。特に問題ありませんので、許可相当と思います。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、8番から10番お願いします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。南部地区では、8番から10番ということで、いずれも有償による所有権移転であります。8番につきましては、渡人が高齢で、もう耕作できない、困難であるということで、JAが仲介しまして、隣接地の受人に所有権移転するものがあります。9番につきましては、10アール未満の案件でございます。受人は隣接する住宅の土地、建物とともに本件の申請地の売買契約を行いました。現在まで農地法による許可を受けておらず、所有権移転に至っておらなかったということでございます。従いまして今回、10アール未満の農地に関しまして、申請するものであります。既に耕作は行っております。

続きまして 10 番につきましては、受人は既に農業をされておりますが、申請地の近くにお住まいです。5 畝ほどなんですけれども、作付け予定作物。ナスやきゅうりとのことですが、本件は 6 月の総会、先月の総会の 3 条許可の取り消しとなった案件の 2 筆のうちの 1 筆でございます。それを改めて許可申請されたものであります。いずれも許可条件に適合しており、調査会では許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、ご発言のある方は挙手を求めます。いかがでしょうか。特にございませんかね。

【質疑なし】

議 長 それでは採決に入ります。議案第 165 号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって議案第 165 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして議案第 166 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 議案第 166 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊の 5 ページをご覧ください。番号 1 番から 6 ページの 5 番までの 5 件でございます。5 ページの 1 番は農家住宅及びカーポートを建築する転用案件で、面積は 581 m²です。2 番は通路を設置する転用案件で、面積は 92 m²です。3 番は住宅敷地を拡張する転用案件で、面積は 210 m²でございます。6 ページをご覧ください。4 番は倉庫を建築する転用案件で、面積は 149 m²です。5 番は墓地の敷地の転用案件で、面積は 588 m²です。なお、その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっており、許可要件に照らし、立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは、この案件につきまして、地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から 1 番についてお願いします。

善財地区調査会長 北部の善財です。1 番の案件は、農家住宅及びカーポートを造りたいというものであります。申請人につきましては、現在、古い住宅に住んでおりますが、古くなってきたため、その現住宅を倉庫及び選果場として使用するという目的で、そのまま残し、現在の住宅から至近距離にある、この農地に農家住宅を建てたい

とするものであります。本件、第1種農地であります。取得不許可の例外根拠法令に基づいて、許可が妥当であるという事務局の見解でありますので、調査会としても許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から、2番についてお願いします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。申請人は現在、上水内郡飯綱町に住んでいるんですけども、以前この申請地の隣に実家がありまして、申請人は本件農地は傾斜地、それから狭隘であるということから、もう以前、主に15年ぐらい前から、実家から墓地への通路として使用していたもので、今回、顛末書を付けて、追認の申請がなされたもので、承認することは、やむを得ないものとして認められます。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から3番についてお願いします。

野 池 委 員 説明いたします。3番です。3筆連なってる、細長い農地なんです。30年前に長野市民病院代替地として取得した農地に住宅を建てていて、今回の対象農地の進入路として使用をしてきました。この部分だけ変更登記等できておりませんで、今回、住宅敷地への転用ということを希望する案件です。一応、相当と認められます。

議 長 以上ですか。

野 池 委 員 はい。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から4番及び5番について、お願いします。

小林地区調査会長 南部地区では4番5番を審議いたしました。4番につきましては篠ノ井の岡田地区における倉庫を建築する転用申請です。本件は追認の案件でありまして、農地法による手続きを失念していたということで、今後は法を遵守する旨を顛末書に理由書ということで、申し出を受けています。倉庫は平成14年頃に建築されたもので、農業用具等の収納のために引き続き使用しているということでもあります。本来ならば農地法3条案件なんですけど、農業用の倉庫に、家庭のご自宅のものも置かれているということで、4条で申請されております。続きまして5番でございます。5番は、篠ノ井の横田地区にあります、お寺さんなんですけど。墓地の敷地に転用するための申請です。いずれも境内の土地でございますけれども、申請者はお寺です。檀家からの墓地購入希望に応えるため、既存の敷地を拡張して、墓地の造成及び造成地までの通路を整備するものであります。以上ですね。従いまして、南部地区では審査の結果、いずれも周辺農地への営農条件に支障を生

じる恐れがないと認められるということで、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより審議に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。よろしいですか。特にないですかね。

【質疑なし】

議 長 それで意見がないようでありますので、採決に入ります。議案第 166 号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって議案第 166 号は許可相当と決定いたしました。

続きまして議案第 167 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹 兼 事務局長 補佐 議案第 167 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊 7 ページをご覧ください。番号 1 番から 9 ページの 8 番までの 8 件でございます。1 番は資材置場と駐車場を設置する転用案件です。2 番は物置、駐車場、庭及び家庭菜園を設置する転用案件です。3 番は住宅敷地を拡張する転用案件です。続きまして 8 ページをご覧ください。4 番は、住宅敷地を拡張する転用案件です。5 番は砂利採取用地の一時転用案件で、許可日から 1 年間としております。6 番は資材置場と駐車場を設置する転用案件です。9 ページをご覧ください。7 番は農家住宅を建築する転用案件です。8 番は農業後継者別棟住宅を建築する転用案件です。

また、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし、特に問題ないと判断いたしました。なお先月の総会で許可すべきものとご決定いただき、県に進達しておりました、農地法第 5 条の 9 件の案件のうち 8 件は許可済みとなっております。開発許可の必要な 1 件は、まだ許可証が届いておりませんが、特段の指摘がないことから、近々許可の見込みです。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がございました。それでは各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1 番及び 2 番、お願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。1 番につきましては、資材置場、駐車場の設

置をしたいということですが、受人の既存の敷地、資材置き場の隣接地に当たりまして、既存の拡張と言えば既存の拡張という意味合いになってきますが、転用に伴う周辺への影響が少ないということで、許可妥当というふうに判断いたしました。2番につきましては、受人が宅地を購入するということなんですが、具体的に申しますと、今回この申請地は●●、●●というような地番がありますが、●●という宅地を購入するに当たり、その土地に隣接する地目農地を併せて取得したいということであり、宅地が違う方からの取得、この案件については、宅地の方とは別の方からの購入ということであり、周辺に与える影響は少ないということで、許可妥当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会、野池さんからお願いします。3番から6番。

野 池 委 員 それでは説明いたします。まず3番ですけれども、小さい該当農地ですけれども、これは既に住宅敷地内の庭の一部となっている事案です。この家の近くに長野南バイパスあるんですけど、その代替地として、この土地を取得して、申請人の兄が家を建てて居住していたんですけども、去年の冬に死亡して相続の過程で未処理ということが分かったということです。追認申請ということで許可相当と思います。理由書もきちんと提出されております。次、4番ですけれども、先の農業申請の3番で説明した、住宅の進入路の相続に伴う所有権移転の申請ということになりますけれども、対象の土地は、兄と申請人、共同名義になっておりましたけれども、兄が亡くなったということで申請人が相続して、住宅敷地に転用すると。そのまま追認申請というようなことになりますけれども、お願いしたいということで。こちらも理由書等、きちんと提出をされています。許可相当と思います。

それから5番ですけれども、これは申請事由にありますように、17アールの農地ですね。この砂利採取のための一時転用案件ということです。川中島では、しばらくこの類の申請がありませんでしたので、みんなで集まりまして現地調査をいたしました。この畑の西側で、駐車場にしている会社の同意が得られないというようなことがありまして、そこからは4メートル離して掘ることになってます。それから事業者のほうから説明があったんですけども、事業の終了後に、土木管理総合試験所というところがあり、そちらの検査を受けて、検査書を地主に交付することです。事業計画書の内容も細かく作成されておりますので、許可相当と思います。

それから6番ですけれども、受人である会社が、これまで借地

利用してきた資材置場を今回、返却しなければいけなくなったと。そういう理由で、それに代わる代替地を取得したいと申請が上がってきました。1種農地なのですけれども、住宅が迫ってきていて、住宅地域との隣接地という解釈で、許可に問題はないということです。調査会のほうでも許可相当ということで判断いたしました。以上です。

議 長 それでは続きまして、東部地区調査会長、7番8番、お願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。7、8番ともに親子間での使用貸借権の設定です。7番については、借受人が農家創設を行っております。それを経て、農家住宅を建築。8番については、この土地が一部転用の手続きがない中での駐車場利用があったんですけれども、それについては是正済みという中で、いずれも、それぞれ手順を踏んで今回の転用の申請であります。7については農家住宅、8については、農業後継者別棟住宅の建築ということで、周辺の農地への影響も特にないということで、許可相当と判断をしたものでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

善財地区調査会長 会長、すみません。

議 長 どうぞ。

善財地区調査会長 先ほどの説明を一部訂正させていただきます。議案番号2番ありますが、宅地とその周囲にある農地のセットの購入だというふうに申し上げましたが、それは間違いありません。宅地と、この農地の現所有者は違うというふうに申し上げましたが、全て同じ方、●●さんからの宅地購入、それから農地購入であります。以上、訂正させていただきます。

議 長 分かりました。それでは、あらためて、ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、ご発言のある方は挙手を求めます。いかがでしょうか。よろしいですか。ご質問ありませんか。

【質疑なし】

議 長 それでは意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第167号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって議案第167号は、許可相当と決定いたしました。続きまして、別冊1、議案第168号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とい

農 業 政 策 課
洞 野 主 事

たします。農業政策課より議案の説明をお願いします。

議案第 168 号 農業経営基盤強化促進法などの一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。初めに議案の訂正について説明申し上げます。訂正票をご覧ください。2 番、農業経営基盤強化促進法関連について、別冊 1-2 の 187 ページ、農用地利用集積計画の一部取消しの決定について、番号 3、所有権移転関係の取消しになりますが、左上の 1、公告年月日を令和 6 年 8 月 1 日から令和 6 年 6 月 1 日へ訂正いたします。次に、188 ページ及び 189 ページの農地中間管理事業（使用貸借権）に係る取消しですが、こちら両方とも令和 6 年 1 月 31 日の農業委員会総会にて議案として提出し、決定済みであったため、取消しいたします。訂正は以上となります。

それでは議案の説明に入ります。同法基本構想を掲げた市町村においては、農林水産省令の定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないこととされております。その農用地利用集積計画の要件ですが、①長野市基本構想に適合すること。②農用地の全てを効率的に耕作し、農作業に常時従事すること。③利用権を設定する農地について関係利権権利者の同意を得ていることであり、以上の要件を満たすことを確認しております。

お手元の議案、別冊 1-1 の 2 ページをご覧ください。所有権移転及び利用権設定の各件数及び面積は、総件数 489 件、総面積 489,527.05 m²でございます。ページを戻りまして 1 ページをご覧ください。賃貸借、使用貸借の面積を期間別に示したものとなります。合計面積は先ほどと同様で、今回、利用権の設定を受ける方は 132 名、利用権の設定をする方は 325 名となっております。説明は以上でございます。決定いただきますよう、ご審議をお願いいたします。

議

長

それでは審議に入らせていただきます。まず 1 の所有権移転関係について、順次、各地区調査会長から報告をいただき、質疑応答を行った上で、所有権移転関係だけ単独で採決に入ります。次に利用権設定関係ですが、2 から 5 の賃借権及び使用貸借権については、一括して報告いただきます。6 の農地中間管理事業及び 7 の農地中間管理事業（使用貸借権）につきましては、法律改正により筆頭配分も一括して行うこととなっております、農地中間管理機構が借り受け要件に合致した地域の担い手等に貸し付けるものでございますので、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。

また、お手元の別紙 1 の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に該当しますので、関係する委員に退席していただき、審査から採決などを単独で行いたいと思います。それでは初めに 1 の所有権移転関係の 1 番から 25 番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告を、農家創設を含めて、お願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1 番から 6 番、お願いします。

善財地区調査会長 北部の善財です。1 番から 6 番、それぞれ問題なく決定することに委員からの異議はございませんでした。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から 7 番及び 8 番、お願いします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。7 番につきましては、親戚関係の所有権移転であり、受人は芋井地区で大規模な農業を行って人で、今後も引き続き農業を行うということで特に問題はありませんでした。8 番につきましては、農家創設事案でありまして、7 月 26 日の西部地区調査会で営農計画を発表していただき、農業に対する考え、意欲が感じられ、特に 3 年前から戸隠の空き家を購入して居住して、そばの栽培に取り組んでおられるということで、今後も農業に対して計画を持っていることから、承認することに問題ないと認められました。以上です。

議 長 続きまして中部地区、野池委員から 9 番について、お願いします。

野 池 委 員 9 番、1 件ですけれども、特に農地については問題ありません。受人も開発公社へ移転ということですので、特別問題ございません。以上です。

議 長 それでは続きまして南部地区調査会長から、10 番から 15 番について、お願いします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。10 番から 15 番ですね。南部地区で審議をいたしました。いずれも所有権移転要件を満たしており、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 それでは最後に、東部地区調査会長から 16 番から 25 番、お願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。まず 16 と 17 番が関連の案件で、受人は以前から、両方の土地、それぞれの農地について、耕作を行っていたものですが、今回、地権者からの意向によりまして、所有権の移転を行ったものであります。それから 18 と 19 も、これも関連なんですけれども、取得者の受人の有限会社●●、農地所有適格法人ですが、キノコ栽培を行っている法人です。農地としての所有権移転ということだったんですけれども、現地を事務局等で調査したところ、キノコの使用済みの培地が山積みにな

っていたという状況です。これも最終的には肥料として利用する目的のものだということですが、そんなことで農地としての体をなしていなかったということで、まずは農地で山積みとなった使用済み培地を撤去していただくということを、指導をしていたと。そういった中で現地調査を行った際には、全て撤去が行われ、耕作ができる状態に戻されていたというものであります。

それから 20 番から 22 番、受人は同一の方ですけれども、全て以前から耕作していたものを今回、所有権移転を行ったというものです。23 番については、これも以前から耕作を行っていたものを今回、所有権移転がされたものです。24 番については、公共事業に提供された農地の代替として、市の土地開発公社の仲介で取得されているものであります。受人が 91 歳とありますが、長男の方が農作業に従事されるということです。それから 25 番についても、受人が以前から耕作していたものを、今回、所有権移転を行うというものです。以上です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。先ほどの農業政策課の説明並びに、ただ今の地区調査会長からのご説明について、発言のある方は挙手を求めます。いかがでしょうか。ちょっと私のほうから言っていていいですか。9 番の案件。これのいわゆる受人が農業開発公社ですけど、これは何か目的があつて？ご説明お願いしたい。

農業政策課 相澤主事 農業政策課の相澤と申します。9 番の案件につきましては、県の中間管理機構による売買の案件になっていまして、今ここで、県の中間管理機構が、この農地を買い取りまして、名義を中間管理機構に移した後、別の担い手へ、また所有権移転をするという計画になっておりまして。いったん、この名義を県の中間管理機構に移さなきゃいけないので、こういった形で、受人を中間管理機構と今回させていただきました。もう担い手は決定して、また今後、所有権移転の案件で、また中間管理機構から担い手っていう貸し付け案件で、また出てまいりますので、よろしく願いいたします。

議長 これは今回、同時に移転はされないわけ？あいだ空いちゃうの？

農業政策課 相澤主事 いったん、そうなんです。名義、登記を中間管理機構に移さなければ、移した段階で、ようやくまた中間管理機構が受人としてスタートできるので。

議長 一定の期間は、所有者は中間管理機構になるの？

農業政策課 相澤主事 そうなります。

議長 分かりました。他、皆さん方、ご質問よろしいですか。それで

は質問については、いったんここで打ち切りまして、採決に入りたいと思います。所有権移転関係についての採決に入ります。議案第 168 号のうち、所有権移転関係について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 全員の方の賛成をいただきました。続きまして、2 から 5 の利用権設定関係について一括、各地区の調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めて、お願いをいたします。ちなみに利用権設定関係につきましては、2 番の 6 年未満、賃貸借権が 14 件。6 年から 10 年未満の賃貸借権が 2 件。10 年以上の賃貸借権が 7 件、使用貸借権が 5 件でございます。初めに北部地区調査会長から、検討結果をお願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。利用権設定の関係であります。2 番 3 番 4 番 5 番、それぞれの利用権設定関係、異論はなく承認妥当という判断をいたしました。以上です。

議長 続きまして、西部地区調査会長から、お願いします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。利用権設定につきましては、ほとんど継続更新事案であり、異論なく承認してもいいというふうな意見でした。以上です。

議長 続きまして、中部地区調査会、野池委員、お願いします。

野池委員 松代地区で継続ですので、更新事案で問題ありません。それから、6 から 10 年未満で稲里の議案がありますけれども、耕作は継続されて、整備された農地でありまして、設定に問題ないと思います。

議長 続きまして、南部地区調査会長からお願いします。

小林地区調査会長 南部地区。14 ページから 16 ページでよろしいですか。14 ページの 8 番から 13 番ですけど、6 年未満の利用権設定ということでございます。調査会で審議した結果、いずれも許可相当と判断いたしました。あと 10 番 11 番につきましては、同一の受人によるものでございます。これは農家創設の案件でもあります。当日、ご本人にお越しいただきまして、営農計画書に従いまして説明をしていただきました。その中で非常に感じたのは、立地条件の非常に良い農地でございます。従いまして、そこでソルガムとか、あるいは野菜ですとか、植えられているということでございます。ご近所に、近隣に迷惑を掛けないように、特にソルガムにつきましては、非常にすずめがたくさん寄りやすいということですが、すずめ対策等していました。ここまでですね。6 年未満は以上です。

議長 10 年以上はないよね。全部ですね。

小林地区調査会長 13 番までですね。
 議 長 いいですか。
 小林地区調査会長 13 番まで。以上です。
 議 長 それでは東部地区調査会長、最後お願いします。
 近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。まず 2 の 6 年未満の賃貸借権、14 番ですが、受人は渡人のもとで果樹栽培の研修を積んでおいでになったと。今回、独立に当たって契約をされたという案件です。それから 4 の 10 年以上で、7 番ですけれども、こちらは地元の農業委員の仲介の中で契約が成立したものです。あと、使用貸借権の関係については、3 番 4 番、また 5 番についても受人、年齢が 89 とありますけれども、息子さんがお継ぎすることになっているので、問題がないと判断されたものです。以上です。

議 長 ありがとうございます。6 及び 7 の農地中間管理事業につきましては、農業政策課から説明ありましたので、これより審議に入ります。先ほど説明申し上げましたとおり、委員が関係する別紙 1 を除いた利用権設定関係については、審議採決を行います。別紙 1 の委員が関係する案件については、後ほど行います。ということで、それ以外についての確認です。ただ今の農業政策課の説明及び地区調査会の報告について、ご発言のある委員は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですかね。

議 長 【質疑なし】
 それでは質疑はございませんので、利用権設定関係について採決を行います。議案第 168 号のうち、別紙 1 を除く利用権設定関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 【全員挙手】
 ありがとうございます。全員賛成を確認いたしました。続きまして、委員が議事に参与することができない、別紙 1 の案件について質疑、採決を行います。最初に 28 ページの 15 番は、●●委員が関係しておりますので、退席をお願いいたします。

議 長 【●●委員退室】
 それでは当案件につきまして、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 【質疑なし】
 いいですかね。それでは採決に入ります。当案件について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 【全員挙手】
 全員の方の賛成を確認いたしました。●●委員の入室を許可します。

議 長 【●●委員入室】

- 議 長 続きまして、66 ページ。114 番は、●●委員が関係しておりますので、●●委員、退席をお願いいたします。
- 【●●委員退室】
- 議 長 当案件につきまして、ご発言のある方は挙手を求めます。いかがでしょうか。
- 【質疑なし】
- 議 長 質疑はございませんので、採決に入ります。当案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の方の賛成を確認しました。●●委員の入室を許可します。
- 【●●委員入室】
- 議 長 以上、議案第 168 号につきましては、全て原案のとおり決定いたしました。続きまして別冊 1-2、議案第 169 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により定めた農用地利用集積計画の一部取消しの決定についてを議題といたします。農業政策課より議案の説明をお願いいたします。
- 農 業 政 策 課 農業政策課の洞野と申します。議案第 169 号 農業経営基盤強化促進法などの一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により定めた農用地利用集積計画の一部取消しの決定についてご説明申し上げます。別冊 1-2 の 187 ページをご覧ください。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て定めることとされております。取消しの決定を行う場合も農業委員会の決定を行うことが必要であるとされているため、決定をお願いするものです。
- 洞 野 主 事 報告年月日は、令和 6 年 6 月 1 日で、令和 6 年 5 月 31 日の農業委員会総会で決定いただいたものです。取消す農用地利用集積計画は、所有権移転関係です。所在は、豊野町蟹沢●●及び豊野町蟹沢●●の農地で、渡人は●●さん、受人は●●さんです。今回の取消し理由ですが、令和 6 年 5 月 31 日の農業委員会総会の決定後に、受人が当該農地の農業経営が難しくなったことにより、渡人と協議の結果、取消すこととなりました。また、188 ページ及び 189 ページにつきましては、訂正票のとおり取り消したものになります。
- 議 長 ありがとうございます。本件は当事者間において取消しが決定しておりますので、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。これより質疑に入ります。農業政策課からの説明について、ご発言のある方の挙手を求めます。よろしいですかね。
- 【質疑なし】

議 長 ないようでございますので、採決に入ります。議案第 169 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって議案第 169 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 170 号 農地中間管理事業の推進に関わる法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（機構配分）の意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いします。

農 業 政 策 課 農業政策課の洞野です。議案第 170 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（機構配分）の意見聴取について、ご説明を申し上げます。機構の配分計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項において、市町村は必要があると認めたときは、農業委員会の意見を聴くものとする規定されており、農家創設及び市外在住の担い手の場合、これに該当し、意見聴取をお願いするものです。それでは、別冊 1-2 の 190 ページをご覧ください。今回、権利の設定を受ける方は 4 名で、賃貸借、使用貸借権で 78,373.00 ㎡を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものです。

それでは 191 ページをご覧ください。番号 1 の●●さんは、りんごの栽培で若槻東条地区において農家創設をする方になります。番号 2 の●●さんは、きゅうり及び水稻の栽培で鬼無里地区において農家創設をする方になります。番号 3 の●●さんは桃の栽培で、若穂川田地区において農家創設をする方になります。番号 4、合同会社●●は水稻及び野菜全般の栽培で、北長池地区、若穂綿内地区、若穂川田地区、若穂牛島地区及び若穂保科地区において、農家創設をする方になります。説明は以上でございます。意見聴取についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、農業政策課から説明がございました。それでは、地区調査会長から検討結果について、意見等の報告をお願いします。初めに、北部地区調査会長から 1 番についてお願いします。

善財地区調査会長 1 番、事務局からの説明のとおり、農家創設案件でありまして、本件の土地を新たに借り受けるというものでありまして。北部調査会に出席をいただいて、営農計画等について聞き取りを行った結果、本人の営農意欲もあり、農業継続として支障ないということで、承認妥当という結論に達しました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から、2 番お願いします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。2 番、●●さんにつきまして、この方も農家創設で、7 月 26 日の西部地区調査会で営農計画を発表していただき、本人は鬼無里に移住して 2 年目なんですけど

も、昨年1年間、長野市主催の担い手育成研修を受講して、今年からきゅうりの栽培に取り組むということで、鬼無里にとっては貴重な存在で、意欲を認められますので、承認することに問題ないと認められます。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から3番と4番お願いします。
近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。3番につきましては、農家創設の案件です。権利の設定を受ける●●さんですけども、●●の職員でいらっしゃって、現在、●●の所長をお勤めということです。こちらの桃畑については、JAの子会社が栽培を行っていたということで、撤退後そのまま引き継がれるということで、農業の技術については問題がないと。また今後、規模も拡大をしていきたいというようなご意向です。4番については先ほどの法人農家創設で説明を終えている内容でございます。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。農業政策課の説明並びに地区調査会長からの報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。

【質疑なし】

議 長 ないようでございますので、採決に入ります。議案第170号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって議案第170号は、原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、議案第171号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画（機構配分）の決定について、農業政策課より説明をお願いします。

農 業 政 策 課 農業政策課の洞野です。議案第171号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画（機構配分）の決定についてご説明いたします。本計画は、既に中間管理機構が地権者から借り受けている農地を担い手へ貸し付ける計画になります。それでは、別冊1-2の199ページをご覧ください。今回、機構配分を受ける方は6名で、賃貸借及び使用貸借により、80,975㎡を、長野県農業開発公社が貸し付けを行うものでございます。

次に、200ページをご覧ください。番号1は●●さんが豊野町石地区で果樹全般を栽培する計画。番号2は、●●さんが川中島町御厨地区で桃を栽培する計画。番号3は、●●さんが真島町真島地区でりんごを栽培する計画。番号4は、●●さんが篠ノ井石川地区で野菜全般を栽培する計画。番号5は、●●さんが、松代町柴地区で野菜全般を栽培する計画。番号6は、合同会社●●が北長池地区、若穂綿内地区、若穂川田地区、若穂牛島地区及び若穂保科地区で、水稻及び野菜全般を栽培する計画となります。説

明は以上でございます。決定いただきますよう、ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、農業政策課から説明がございました。それでは、地区調査会長から検討結果に基づいた、農家創設も含めての意見をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1 番についてお願いします。

善財地区調査会長 北部の善財です。1 番については、本人の営農意欲等ありますので、問題なしと判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして中部地区調査会長から、2 番及び3 番お願いします。

野 池 委 員 中部の野池です。2 番3 番、中部地区の柱にしてるゴボウ、りんごを栽培するということで、各委員が日頃の関わりの中で、特に問題なしということで、適当と思います。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、4 番について、お願いします。

小林地区調査会長 4 番につきまして調査会で審議をいたしました結果、内容に問題ないということで、許可相当と判断いたしました。

議 長 続きまして東部地区調査会長から5 番及び6 番、お願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。5 番6 番についても、特に異議はございませんでした。6 については、先ほどの法人の農家創設の案件です。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。農業政策課の説明並びに地区調査会長からの報告について、発言のある方の挙手を求めます。

【質疑なし】

議 長 特にないようでありますので、採決に入ります。議案第 171 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって議案第 171 号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 172 号 農振除外等に係る意見聴取についてを決定いたします。農業政策課から、議案の説明をお願いします。

農 業 政 策 課 農業政策課の中野と申します。農振除外案件について説明させていただきます。お手元の資料、右上に別冊 2 と記載があります、議案 172 号 第 18 回農業委員会総会議案、農振除外等に係る意見聴取についての 1 ページをご覧ください。今回の農業振興整備計画の変更は、津野で申し出がありました軽微変更 1 件です。それでは 2 ページをお願いいたします。事業計画者の●●さんは、申

出地において既に農業用休憩所として農地以外に利用していることから追認の案件となります。

申し出地は、津野太田●●で、地目は田、軽微変更面積は1,330㎡のうち12㎡。長野平土地改良区の受益地ですが、土地改良事業等の実施はありません。農地法は農用地区域内農地における農業用施設のため見込みあり、開発許可は60条証明により許可不要で見込みありとなっております。除外要件ですが、②につきましては地域計画策定中のため、要件から除いております。その他、①、③、④、⑤は条件を満たしていることを確認しております。⑥については軽微変更の場合、変更後も農業の用に供することから、土地改良事業等が完了してから8年未経過の条件を満たす必要がないため、要件から除いております。

続いて内容説明ですが、事業計画者は、津野、下駒沢等で2,828㎡ほど耕作をしており、申請地において農業用休憩所を建設し、既に利用している。農用地区域の用途区分変更が必要という認識がなかったため、今回、あらためて申し出するものです。3ページに配置図、4ページに立面図、5ページに現況写真、6ページに位置図を添付しておりますので、参考にご覧ください。説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただ今、農業政策課から説明がございました。中野さん、今回、ありがとうございます。これ、カラーにしてくれて。これで、ようやく農振かどうかの分かるもんね。この前の総会の提案で。引き続き、またよろしくお願いいたします。それでは地区調査会長から検討結果について意見等のご報告をお願いいたします。北部地区調査会長から、1番についてお願いします。

善財地区調査会長 北部の善財です。本件については追認案件でありまして、本人に認識がなかったため、事前に造られてしまいましたけれども、書いてあるとおり、近隣地域で28年ほど耕作しておりますので、農業用休憩所として軽微変更することは妥当ということで判断いたしました。以上です。

議長 長 ありがとうございます。それでは、ただ今の農業政策課の説明及び地区調査会長からの報告について、ご発言のある方は挙手を求めます。

北澤委員長 よろしいですかね。ちょっと質問なんですけど。

議長 北澤さん

北澤委員 軽微変更のとき、コンクリート打ってあるから、こういう形になったと思うんですけど。その基準というのは、どこですか。土台がある？基礎がある？

農業政策課中野主事 多分、農地転用の基準と同様というふうに考えていただければと思うんですが、そこで耕作がされるかどうかという点

が基準となったと思います。その土地で耕作することができるかどうかというところが、この軽微変更が必要かどうかというところの。

北 澤 委 員 員 今回場合はコンクリート。

農 業 政 策 課 そうですね。コンクリート打ってあって、ここでは耕作できないということで、軽微変更が必要というような。

中 野 主 事 北 澤 委 員 員 例えば建物の中で土間の場合、逆に言って、中で何か作るって言われたら、どうなるんですか。

農 業 政 策 課 以前、聞いている事例で言いますと、中で作るのであれば、そこは必要ないんだけど。

中 野 主 事 北 澤 委 員 員 土間の場合ね。コンクリートを打つと駄目だと言われたんです。

農 業 政 策 課 そうですね。中でキノコを栽培するとか、そういった話で、コンクリートを打ってあっても、中で栽培するのであれば必要ないっていうようなことで、認識しています。

中 野 主 事 北 澤 委 員 員 その事例その事例で、きっと農政課のほうで確認していただく、私らにはちょっと判断できないのでね。今回の場合は、そのお願いをしたんですけども。これからは、きっとそうなると思うので、私らが判断できないんです。

農 業 政 策 課 そうですね。私どもも、ご相談いただいて、案件ごとに個別に判断するという形にはなると思います。

中 野 主 事 北 澤 委 員 員 土間は、コンクリートは駄目ということで。

農 業 政 策 課 耕作ができないということでは、基本的には必要になってくる

中 野 主 事 事 と。

北 澤 委 員 員 分かりました。そのぐらいしかありませんね。

議 長 よろしいですか。

北 澤 委 員 員 もうちょっと詳しいことも。

議 長 また個別に教授を。

北 澤 委 員 員 結局、耕作している人に問い合わせしてもらうことが一番だと思うので。

議 長 案件ごとに、やっぱり条件はだいぶ変わってくると思うんで、それはもう農業政策課のほうに、ご相談によつては間違いないというふうに、ご判断してもらってね。他に何かございますか。この議題につきまして。それでは、なければ採決に入ります。農業政策課の説明並びに地区調査会長の報告を含め、この案件について賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 分かりました。全員賛成を確認いたしましたので、議案第 172 号は原案のとおり決定いたしました。

お疲れさまでした。事務局、すみませんけど、ちょっと休んで

もいいですか。もう 2 時間、1 時間 45 分。続けてやっちゃう。

笠井主幹
兼事務局長補佐
議長
笠井主幹
兼事務局長補佐
議長

どうしましょう。5 分程度。

休憩。

今、予定どおりでは進んでるところです。

まだちょっと進んでるんですよ。計画よりも。いいよね。じゃあ、すみません、20 分まで休憩とします。

【休憩】

議長

それでは議事を再開いたします。続きまして議案第 173 号 非農地決定について、事務局より説明をお願いします。

笠井主幹
兼事務局長補佐

議案第 173 号 非農地決定について、ご説明申し上げます。本冊の 11 ページをご覧ください。番号 1 番から 28 ページの 482 番まででございます。非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林・原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映させます。また、農地所有者は送付された非農地決定通知書を添付することで、法務局で地目変更登記を行うことができます。28 ページをご覧ください。一番下に面積の集計がございます。今月ご決定いただくものは、山林が 94 筆で面積が 37,762.00 m²、原野が 388 筆で面積が 149,114.86 m²。合計で 482 筆 186,876.86 m²でございます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。当案件につきまして、ご発言のある方は挙手を求めます。よろしいですかね。何かありますか。

【質疑なし】

議長

ないようでございますので、採決に入ります。議案第 173 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長

全員の賛成を確認いたしました。よって議案第 173 号は原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、報告第 53 号 農地法第 4 条の規定による届出について、報告第 54 号 農地法第 5 条の規定による届出について、報告第 55 号 農地法第 4 条の規定による農用地施設（2 アール未満）の届出について、事務局より、説明をお願いします。

笠井主幹

報告第 53 号 農地法第 4 条の規定による届出についてご報告申

兼 事 務 局 長 補 佐 申し上げます。本冊の 29 ページをご覧ください。番号 19 番から 30 ページの 24 番までの 6 件でございます。農地を農地以外に転用する場合には、県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に届け出すればよいことになっております。4 条の転用届となり、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届です。いずれも、市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっております。書類等に特に問題もなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 54 号 農地法第 5 条の規定による届出について、ご報告申し上げます。本冊 31 ページをご覧ください。番号 29 番から 34 ページの 43 番までの 15 件です。同じく市街化区域内の届出ですが、5 条の転用届出で、農地の権利移動を伴う転用届出になります。内容につきましては記載のとおりとなっております。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして報告第 55 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出について、ご報告申し上げます。35 ページをご覧ください。番号 1 番 2 番の 2 件でございます。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 アール未満で要件に当てはまる場合は、4 条許可は不要で、農業委員会へ届出書を提出していただいております。その内容については記載のとおりです。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。以上、報告案件 3 件について、ご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から報告第 53 号、第 54 号及び第 55 号について説明がありました。発言のある方の挙手を求めます。ないですね。

【質疑なし】

議 長 質問等がないようでございます。ご報告案件でございますので、ご了解いただきますよう、よろしくお願いいたします。次に、その他農業委員会業務に関わる事項について審議を行います。議案第 174 号 農地所有適格法人への現地調査についてを議題いたします。事務局より説明をお願いいたします。

駒 村 係 長 事務局の駒村です。議案第 174 号 農地所有適格法人への現地調査について、説明をさせていただきます。資料 1 をご覧ください。説明は着座で失礼いたします。農地所有適格法人の現地調査は 3 年に 1 度、任期 2 年目に実施しており、農地所有適格法人の経営実態を現地において調査することで、実態に即した支援、指

導を行うものです。この総会で実施についての決定をいただき、来月8月の地区調査会において、現地調査の実施日や担当する委員をお決めいただくというスケジュールで予定をしております。

2の実施についてをご覧ください。(1)の対象法人は、現在長野市の農地所有適格法人である18法人になります。資料の2ページをご覧ください。こちらは長野市の農地所有適格法人の一覧表になりまして、今回の現地調査の対象法人となります。資料は1ページのほうにお戻りいただきまして、(2)調査の実施時期は10月中旬から11月。(3)の調査者は担当地区調査会から委員2～3名と事務局職員になります。3の調査内容についてということで、(1)農地所有適格法人としての要件の確認ですが、こちらは毎年、事務局のほうで確認をしております。今回の現地調査で実施するのは、(2)のほうになります。農地所有適格法人の状況確認、助言等ということで、担当地区調査会から選出された委員が法人を訪問し、法人の経営状況等について事前に照会する調査票及び前年度の農地利用状況調査の結果を基に、現地確認や聞き取り調査を実施します。特に農地の効率的利用について重点的に聞き取りを行い、必要に応じ助言等をしていただくものになります。

資料の3ページをご覧ください。現地調査までの実施スケジュールになります。8月初めに対象の法人宛てに実施希望日と法人の状況を確認するための事前調査票をお送りします。8月の地区調査会で現地調査の実施日について、法人の希望日とすり合わせを行い、担当する委員をご決定いただきます。9月中に担当委員へ調査に必要な資料を送付いたしまして、10月中旬から11月に調査を実施するというスケジュールで予定をしています。

4ページをご覧ください。こちらは対象の法人にお送りして記載していただく、事前調査票になります。5ページをご覧ください。こちらは現地調査当日、担当委員がご質問などしていただく際にお使いいただく質問票の案でございます。4ページの調査票を見ながら、気になったことをご質問いただいたり、今後の経営方針について聞き取っていただくものになります。6ページは、質問票の続きになりますが、令和5年度の農地利用状況調査で遊休農地判定が出ている農地があれば、あらかじめ記載をしておきますので、現況について聞き取り等の確認をしていただくものになります。最後7ページには、農地所有適格法人の要件等を記載してございますので、参考にご覧いただければと思います。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議

長 ただ今、事務局より説明がありました。ただ今の説明に関しまして、皆さんから発言があれば挙手を求めます。いかがでしょう

か。よろしいですかね。

【質疑なし】

議長 3年に1度ですけども。初めて対応される委員はあると思いますけど。よろしくお願いいたします。それでは質問等がございませんので、採決に入ります。議案第174号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員の方の賛成を確認できました。よって議案第174号 農地所有適格法人への現地調査については、原案のとおり決定いたしました。よろしくお願いいたします。続きまして、報告第56号 地域計画について、農業政策課より説明をお願いいたします。

農業政策課 小林係長 農業政策課の小林と申します。私からは報告第56号 地域計画についてでございます。座って説明させていただきます。まず1ページ目、ご覧ください。あらためて策定までのスケジュールの整理を掲載させていただきました。地域計画の策定に当たりましては、今年度末までに策定するため、令和6年5月までに話し合いの場により協議が行われまして、各地区ごとに行われました協議は昨年秋以降、合計で112回、1,973名に上っております。皆さまには大変なご尽力をいただきまして、ありがとうございます。この各地区での協議の結果の公表につきまして、農業委員会だより9月号へ案内記事を掲載させていただくとともに、農業政策課のホームページに掲載をまいります。

次に資料裏面をお願いいたします。策定区域の範囲について、当初の協議の場での内容からの変更事項でございます。当初は国の基本要項から、農業振興地域内の農用地区域、いわゆる青地と農業振興地域内の農用地区域外、いわゆる白地を地域計画の策定範囲としてまいりました。この部分につきまして、長野県農業会議の地域計画推進研修会における地図を作るエリアについて、農振農用地を基本とどの資料提供や国のウェブ会議における地域計画策定マニュアル案のバージョン5.0における農業振興地域を中心に、農業上の利用が行われる農用地等の区域を設定することを基本とします、との説明があったことを踏まえまして、青地プラス白地の範囲としておりました策定区域の範囲を、農業振興地域内農用地区域、いわゆる青地のみへと変更してまいりたいというものです。

また策定数につきましては、芹田、古牧地区が全域白地でありますので、目標値は定められませんが、話し合いによる地区の目指すべき将来の在り方等の協議の結果については、計画本文を定めてまいりたいと思います。なお地図につきましては、現

在、各地区ごとの境界線を引くなど、公表に向けた準備をしております。9月になりましたらホームページのほうをご覧くださいと思います。以上の内容につきまして、本日の総会に先立ちまして、各地区調査会において、お時間を頂戴して説明をさせていただきますので、ご報告をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長 長 ただ今、農業政策課の地域計画の担当のほうから、策定のスケジュール、今年度の動き、さらには令和7年度からの動き等につきまして、説明を受けました。この内容につきまして委員の皆さまから何かご意見があればお願いします。私のほうから、いいですか。農業委員会としては、取りあえず来年の3月までで、具体的なものとしては、取りあえず、これでいいんですか。

農業政策課 神田課長補佐 そうですね。大きな動きとしては、これで取りあえずは大丈夫かと思います。あと一つ、スケジュールの地域計画案の公告・縦覧というところがあると思うんですけども、これより前に農業委員会をはじめ、意見聴取をしなきゃいけないと法律に記載されておりますので、どのような形で意見聴取をするかは検討中でございます。意見をいただくというところが最終かと思っておりますので、またご協力をお願いできればなと思います。

議長 長 ホームページには、いつだっけ、公開するの。

農業政策課 小林係長 8月の末を予定しております。

議長 長 それは例のA4のペーパー？

農業政策課 小林係長 そうですね。各地区A4、1枚程度の大きさという形です。

議長 長 地図は載せないんだよね。

農業政策課 小林係長 地図も載るような形です。

議長 長 それは、どこで見られるの？一般の市民は。

農業政策課 小林係長 農業政策課のホームページです。

議長 長 筆まで分かるの？

農業政策課 小林係長 筆までは分かりづらいような形です。

議長 長 要は、うちの農地が域内に入ってるか入ってないかって、例えば当然、気にされる方はいるじゃないですか。完全にそこまでは分からない？

農業政策課 神田課長補佐 地域の方ならば、恐らく何となく分かるのではなかろうかというレベルです。この間、地区調査会のおきにお配りした地図ですね。

議 長 あ地図ね。結構それで農業委員や最適化推進委員に質問があった場合は、ちょっと細かい説明できないから農業政策課に問い合わせてくれという話でいいの？

農業政策課 そうですね。ご意見については農業政策課のほうへとおっしゃっていただければ結構です。

神田課長補佐 議 長 ただ私ども農業委員としても、地域の中で、いわゆる目標地図を作る中心的な役割を果たすだけではなくて、農業委員は、その程度しか理解してないのかといわれても困るわけだよ。だから、その辺はちょっと、われわれ委員としても事前の理解をきちっとしておかないと、それでは困ると思います。少なくとも自分の地域は、どこが線引きで、ここがいわゆる計画区域内だとか、そうじゃないとかいうぐらいのことは、ちゃんと分かってないと。これで全て終わったんだという息の抜き方では、いかんなというふうに思います。これからスタートだと思うんでね。だから、そういうことを含めて、これからも中身の精度を含めて、お願いしたいんですけど。

特に農業政策課さんで作ってくれた各地区毎の、いわゆる計画、政策内容ね、あの辺なんか課題も含めて十分に、それぞれ地域毎に中身の確認と、それから認識をお願いしたいというふうに私は思いますけど。すみません、ちょっと取りあえず言いましたけど、そんな感じもしますね。そんなことも含めて、農業政策課さんに、今日、ご質問なりご意見あれば、この場で。よろしいですか。じゃあ、今日のところは、こういった形で、一応内容については了解したということで、会議としては、まとめていきたいというふうに思いますんで、よろしくお願いします。ありがとうございました。

農業政策課 小林係長 議 長 ありがとうございます。

ありがとうございます。それでは以上で、本日、予定をしました議事は全て終わりますけども、議案として、どうしても提案事項等ございますか。特にいいですかね。ありがとうございます。ちょっと風邪気味なもので、皆さんに非常にご迷惑をお掛けしました。早く治したいというふうに思っております。全て予定終わりましたので、司会進行を曾根代理のほうにお願いいたします。

曾根会長代理 青木会長、ご苦労さまでした。以上で本日の議事は終了となりました。次に8のその他に移ります。本日の議事全体を通しまして、皆さまにご意見等ありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。なければ事務局から連絡事項ありましたら、お願いいたします。お願いいたします。

浅川参事
兼事務局長

それでは私のほうから、お手元に本日この資料、その他資料ということで、長野市農業振興アクションプランの実施状況という、このカラーのものと、あと今、笠井さん持ってもってる、細かいんですけどA3判の両面の資料をお配りいたしました。冒頭、会長のほうから、市の農業振興審議会で説明があったというお話がございましたので、せっかくの機会ですので、私から、誠に申し訳ございませんが、簡潔にご説明を申し上げたいということで、お時間を頂戴をいたしました。よろしくお願いします。

まず、この農業振興アクションプランでございますけれども、シート1、下がシート2になりますけれども、この計画は、長野市の農業振興条例に基づくものでして、令和3年度までの5年間で第1期、令和4年度からの5年間で第2期というふうになってます。毎年その実施状況をこういう形でまとめて議会に報告し、公表していくということでございます。次のおめくりいただいたシート3からは、主な指標ということで、まずこのシート4、下のグラフですが、まずこれは地域の中心経営体の年次ごとの計画と推移を示しております。目標に対して順調に増加しているということですが、農地の中間管理事業の利用者の増に伴って、中心経営体も目標を大幅に上回っていると、こういう状況だそうです。

それから右側に行きまして、シートの5ですが、農地の利用権の設定面積でございます。担い手への権利移転は、こちらも順調に進んでいると、こういうことでございます。下のシート6は、果樹の新品種、新技術導入による栽培面積で、こちらも順調に増加しておったんですが、令和5年、昨年度は一転して減少に転じてしまったのは、どうもりんごは、ちょっと減少したとこういうことだそうです。

おめくりいただいたシートの7は、長野市の農業生産額合計。その累計を示しているそうです。昨年度は農産物の販売の価格の上昇もあって、増加しているということが想定されます。それからシートの8からは、昨年度の主な事業を、概要をまとめてあります。例えばシートの8は篠ノ井有旅で、長野市内初となるワイナリーを開設したということ。それから右行くと、シートの9は、農業委員にご苦労いただきましたが、地域計画の作成の状況。それからシートの10は、ため池、農道、水路等の整備の実施状況。おめくりいただいて、シートの11は排水機場の改修の状況。それからシート12は、ヘーゼルナッツの調査研究。右側のシートの13、あるいはシート14は、売れる農業推進ということで、イベントなどの状況。おめくりをいただいてシートの15ですね。防霜ファンの要は補助事業等。シートの16は鳥獣対

策の状況です。右側行って、シートの 17 はジビエの活用。シートの 18 は農福連携の状況です。そしてシートの 19 から 22 まで地産地消の推進ということで、このようないろんな取り組みを実施していると。最後、シート 23 ですが、農家民泊への誘致ということでございます。以上、本当に簡潔な説明で申し訳ございません。また、先ほど A 3 のほうの用紙につきましては、体系ごとに実施状況の概要を数値を交えて、まとめてございまして、またご覧いただければと思います。説明は以上でございます。

曾根会長代理 ありがとうございます。それでは最後に、今後の日程等について説明いたします。

西村事務局長補佐 事務局の西村でございます。私のほうから、今後の日程について、ご説明申し上げます。次第の下段をご覧ください。次回、第 19 回総会が 8 月 30 日金曜日、午後 1 時 30 分から、会議室 203 で行いますので、よろしくお願いします。続いて、次第の 2 面をご覧ください。2 の 8 月の地区調査会及び農家相談会については、ご覧のとおりとなっております。3 の今後の会議等の日程につきましては、新たに追加した項目のみ説明させていただきます。4 番 5 番の農業者年金加入推進特別研修会につきましては、9 月 19、20 日の日程で開催されます。19 日のほうは松本市浅間温泉文化センター、20 日が JA 長野県ビルで行われます。両日とも、曾根会長代理のほうで事例発表なさいますので、ご承知おきください。なお 20 日のほうの長野県ビルのほうでは、農業者年金加入推進委員も研修のほうへご参加いただくようになりますので、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上です。

曾根会長代理 ありがとうございます。では以上で 18 回の総会を終了いたします。長時間にわたりまして、ありがとうございました。